

新築プラス親子割引契約
[付帯契約型]

(個別約款)

令和 6 年 10 月 1 日

越後天然ガス株式会社

新潟市秋葉区新津 4 5 1 6 番地

目 次

1. 契約の変更	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	2
4. 契約の締結	2
5. 契約期間	3
6. 割引額等	3
7. 名義の変更	3
8. 契約の解約	3
9. その他	4
付 則	
1. 実施の期日	4
別 表	4

1. 契約の変更

- (1) 当社は、この契約を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の契約によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの契約の変更に異議がある場合は、この契約を解約することができます。
- (3) この契約の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
- ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この契約の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

この個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、当社が定める次の①から③のうち、いずれかの約款にもとづく契約をいいます。
- ①ガス小売供給約款
- ②個別約款 「家庭用セントラルヒーティング契約」
- ③個別約款 「家庭用コージェネレーションシステム契約」
- (2) 「付帯契約」とは、主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (3) 「新築」とは、新たに住宅を建築することをいいます。（建替を含みます。）
- (4) 「建売住宅」とは、完成された住宅または完成予定の住宅と土地をセットにした居住用の住宅をいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務の用に供する部分が無い住宅をいいます。
- (6) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務の用に供する部分と居住の用に供する部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「給湯機器」とは、風呂、洗面台、台所などに加熱した水を供給するための設備をいいます。
- (8) 「親子」とは、親と子のことであり、生みの親と子の血縁的な関係だけでなく、養親と養子の関係も指します。

- (9) 「家庭用」とは、一般家庭の用途であることをいいます。
- (10) その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

3. 適用条件

この個別約款は(1)から(5)の条件を全て満たし、お客さまが希望する割引種別の適用条件(6)および(7)を満たしたお客さまに適用いたします。

- (1) 主契約を締結していること。
- (2) 主契約でのガス使用用途が、家庭用であること。
- (3) 上記主契約にもとづく料金を、原則として当社が指定した支払い方法によりお支払いになること。
- (4) 専用住宅または併用住宅の居室で使用する場合で1 需要場所内に設置するガスメーターの能力の合計が毎時10 立方メートル以下であること。
- (5) 原則として、住宅の所有者と主契約の締結者が同一名義であること。
- (6) 新築割引の場合

次の①から⑤の全てに該当すること。

- ①他のガス小売事業者が供給する都市ガスのガス使用契約からの切り替えでないこと。
- ②新たにガスを使用開始する住宅が新築または建替(新規建売住宅の購入も含みます。)であり、専用住宅または併用住宅であること。
- ③原則として新築または建替した住宅(新規建売住宅の購入も含みます。)の完成日等が12 カ月以内であること。
- ④給湯機器として都市ガスを燃料としたガス給湯器を採用していること。
(詳細は別紙「ご契約の付帯契約について」をご参照ください)
- ⑤令和6 年10 月1 日以降に当社の供給する都市ガスの使用を開始すること。

(7) 親子割引の場合

次の①から②の全てに該当すること。

- ①新築割引の適用条件を全て満たしていること。
- ②新築割引申込時点または新築割引申込後適用期間内において15 歳以下のお子さまと同居されているお客さま。もしくは、新築割引申込後にお子さまが誕生されたお客さま。

4. 契約の締結

- (1) この個別約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、あらかじめこの個別約款を承諾のうえ、当社の定める申込書により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この個別約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。
- (3) 当社は、同一需要場所において同一のお客さまが複数回申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

- (4) 複数の主契約についてこの個別約款の適用を行う場合は、個々の主契約ごとにこの個別約款にもとづく付帯契約を締結するものとし、複数の主契約に対して一括してこの個別約款にもとづく付帯契約の締結は行わないものいたします。
- (5) 当社は、お客さまが当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) この個別約款の適用を受けているお客さまが、契約期間内で既に締結している主契約を解約し、別の主契約を締結する場合は、締結後の主契約の供給条件等にかかわらずこの個別約款にもとづく付帯契約の契約期間を引き継ぐこととします。この場合、この個別約款にもとづく付帯契約の料金は、新たに契約を締結した主契約ガス料金をもとに算定するものとします。

5. 契約期間

- (1) 新築割引の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から 60 カ月目の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前の場合は、そのガスの使用を開始する日以降最初の定例検針日の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から 60 カ月目の定例検針日までといたします。
- (2) 親子割引の契約期間は契約成立日以降かつ新築割引期間終了後最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から 60 カ月目の定例検針日までといたします。

6. 割引額等

- (1) 割引額は、別表に定めます。
- (2) 割引額に 1 円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。
- (3) 当社は、各料金算定期間の料金（主契約に基づき算定した基本料金と従量料金の合計額（以下、「主契約ガス料金」といいます。）に別表の割引率を適用して算出し、この個別約款にもとづく付帯契約での料金といたします。

7. 名義の変更

- (1) 住宅の所有者変更や親子関係の変更等による名義の変更が発生した場合には、双方協議のうえこの個別約款に基づく付帯契約の継続・解約の可否を判断するものいたします。

8. 契約の解約

- (1) お客さまがこの個別約款に基づく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただき、通知された解約期日に解約されます。なおこの場合、解約期日を含む料金算定期間の料金については、この個別約款に基づく付帯契約による割引は行いません。
- (2) お客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この個別約款にもとづく契約を解約できるものいたします。ただし、3(3)の規定によりその後の締結にあたって

制限を受ける場合があります。

- (3) この個別約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの個別約款に基づく付帯契約を解約することができます。
- (4) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、この個別約款に基づく付帯契約を相互に解約できるものとします。
- (5) 主契約が解約される場合、又は契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの個別約款にもとづく付帯契約を解約することができます。
- (6) 主契約を解約した場合、当該解約の日をもって、この個別約款にもとづく付帯契約の解約期日いたします。
- (7) お客さまのガス料金の支払いが滞り、督促状が発行される段階に至った場合、当社はこの個別約款に基づく付帯契約を解約することがあります。
- (8) 3. (3) 以外の事由による閉栓の場合は、解約となる場合があります。

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款及び個別約款の各約款を適用いたします。

附 則

1. 実施の期日

この個別約款は、令和 6 年 10 月 1 日から実施いたします。

別 表

割引種別	割 引 額	契約期間
新築割引 (新築割)	主契約ガス料金（早収料金）×0.03	60 カ月
親子割引 (プラス親子割)	主契約ガス料金（早収料金）×0.03	60 カ月 (新築割引期間終了後)